

## 1. 就学相談について

- ・ 障がいがあると思われるお子様、成長や発達上の特性があると思われるお子様、就学に向けての心配や気がかりな点があるお子様を対象に、就学相談を実施いたします。
- ・ お子様のもっている力をより伸ばすことのできる教育環境はどういったところか、どのような支援を受けていくことが望ましいかなど、保護者の方と共に考えていきます。
- ・ 就学相談は、保護者の方からのお申し込みで始まり、お考えを伺いながら進めていきます。保護者の方のお考えで相談をおやめになる場合など、相談の中断・終了に関しては意向に沿って対応していきます。

お子様に合わせた  
“学びの場”について  
保護者の方と共に考えます。

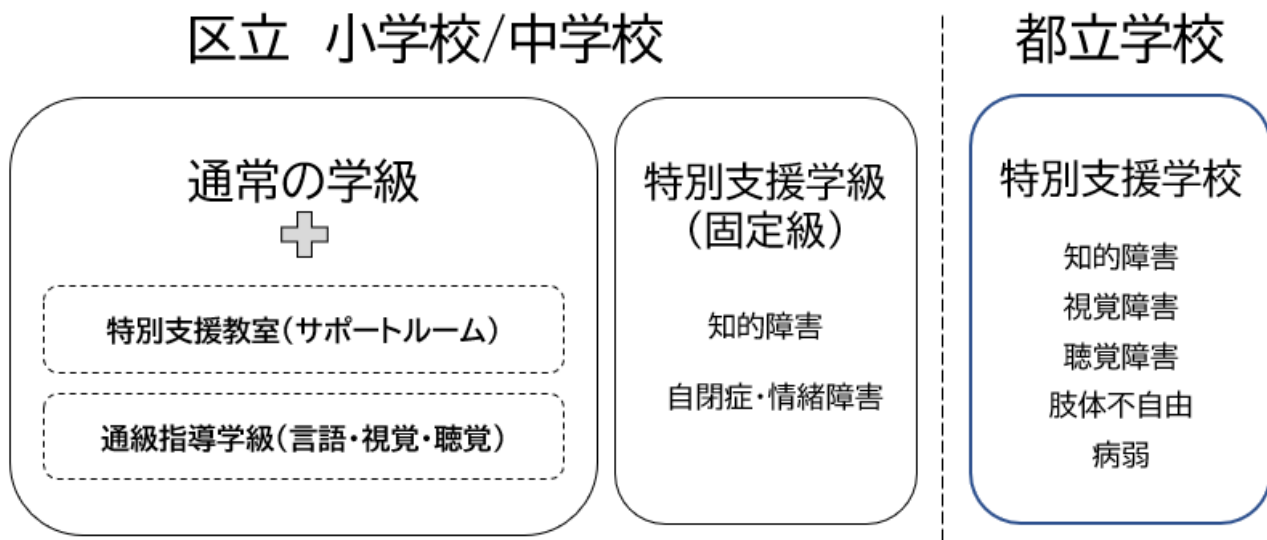


～以下の方が対象となります～

大田区に住所があり、

- ① 令和2年4月2日から令和3年4月1日までの生まれのお子様
- ② 現在、小学校6年生に在籍するお子様で、区立中学校の特別支援学級(固定級、通級指導学級)または都立特別支援学校(知的障害・肢体不自由・病弱・視覚障害・聴覚障害)の中学部に就学を希望するお子様
- ③ 現在、就学猶予・免除の措置を受けており、令和8年4月から就学を希望するお子様
- ④ 特別支援学級への転学、または通級指導学級(言語障害、難聴、弱視)、特別支援教室(サポートルーム)利用を検討されているお子様

## 2. さまざまな学びの場



### 特別支援学級【知的障害 固定級】

※小学校は保護者等の送迎が必要

知的障害 固定級 (小学校・中学校) :

- 知的発達が緩やかなお子様を対象とした学級
- 通常の学級よりも人数の少ない小集団のクラス (1学級8人規模) に在籍し、毎日学習を行う。
- 固定級への就学は自宅から近い特別支援学級のある学校を原則とする。

⇒ 相談の流れ 4ページ

⇒ 設置校一覧 12ページ

**申込期限** 令和8年度 9月30日まで

### 特別支援学級【自閉症・情緒障害 固定級】

※小学校は保護者等の送迎が必要

自閉症・情緒障害 固定級 (小学校・中学校) :

- 対象は、知的発達に遅れがなく、次のいずれかに該当する児童・生徒となります。
  - ① 自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のも
  - ② 主として心理的な要因による選択性 (場面) かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のも
- 小集団での学習環境が必要なお子様 (通常学級やサポートルームの指導では十分に成果を上げることが難しいお子様) を対象とした学級
- 通常の学級よりも人数の少ない小集団のクラス (1学級8人規模) で、毎日学習を行う。
- 固定級への就学は自宅から近い特別支援学級のある学校を原則とする。

⇒ 相談の流れ 10ページ

⇒ 設置校一覧 13ページ

**申込期限** 令和8年度 4月24日～6月12日まで

## 特別支援教室(サポートルーム)【通常の学級に在籍し、在籍校にあるサポートルームで指導を受ける】

### サポートルーム (小学校・中学校) :

- 知的発達に遅れがなく、発達障害等<sup>\*1</sup>の診断や可能性のあるお子様、情緒面の発達に偏りがあるなど、発達上の特性<sup>\*2</sup>があり、一部特別な指導を必要とするお子様を対象とした教室
- ※ 1 発達障害等：自閉症・情緒障害・学習障害・注意欠陥多動性障害
- ※ 2 発達上の特性：(例) コミュニケーションや円滑な人間関係の苦手さ、気持ちのコントロールが難しい、集中力が続かない、落ち着きがない等
- 通常学級に在籍し、学習におおむね参加できているお子様が対象
- 学習上や生活上の困難さを改善・克服するための指導(自立活動)を在籍校において週1~2時間程度行う。
- 教科の予習、補習や在籍学級での学習の遅れを取り戻すための指導は行いません。

⇒ 相談の流れ 6ページ・7ページ

### 申込期限

- ・令和9年度入学の新1年生が4月から利用する場合：令和8年度6月12日まで(年長児の申し込み)  
※ 入学後にお子様の状況を見てから、学校と相談し申し込むこともできます。
- ・小学校、中学校に在籍している場合：在籍校を通しての申し込み  
(検査結果なし)：令和8年度 4月24日~10月2日  
(検査結果あり)：令和8年度 4月24日~11月6日

## 通級指導学級【通常の学級に在籍し、在籍校から週1回2時間程度通って指導を受ける】※保護者等の送迎が必要

※ 知的な遅れがなく通常の学級に在籍し、学習におおむね参加できているお子様が対象

### 視覚障害通級 (小学校) :

- 弱視等に関する支援・指導を行う。(就学前からの申し込み可)

### 聴覚障害通級 (小学校：きこえの教室、中学校：難聴学級) :

- 難聴等に関する支援・指導を行う。(就学前からの申し込み可)

### 言語障害通級 (小学校：ことばの教室) :

- 言語面(発音の不明瞭さ、吃音等)における支援・指導を行う。
- 小学校に在籍している児童が対象(就学前の申し込み不可：在籍校を通して申し込む)

⇒ 相談の流れ 8ページ・9ページ

⇒ 設置校一覧 13ページ

## 都立 特別支援学校

※保護者等の送迎が必要

### 特別支援学校 (初等部・中等部) :

- 知的障害・視覚障害・聴覚障害・肢体不自由・病弱等の障害の種別に応じて、個別的で丁寧な支援を多く必要とされるお子様を対象とした学校
- それぞれの支援学校の種類によって、就学に当たっての判断基準が異なる。
- 大田区での就学相談後、東京都教育委員会による“学校就学相談”を実施

⇒ 相談の流れ 4ページ

⇒ 設置校一覧 11ページ

申込期限 令和8年度 9月30日まで